

## 気象警報が発令された場合の授業・試験等の取扱について

○気象警報が発令された場合の授業・試験の休講措置に関する申し合わせ

1. 熊本市に以下に示す気象警報が発令された場合、全ての授業(集中講義を含む)・試験を休講とする。ただし、警報が解除された場合は、その時刻により以下のとおり授業・試験を実施する

(1)警報:「暴風」「大雪」

(2)特別警報:「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」

警報解除時刻	授業・試験時限
午前7時までに解除	1限から実施
午前7時1分から午後0時までに解除	4限から実施
午後0時1分以降に解除	全時限休講

2. 上記1に定めるもののほか、天変地異・異常気象等不測の事態が生じた場合は、学長の判断により、休講を決定するものとする。

3. 前項の措置により休講となった授業・試験については、補講等を行う。

附則

この申し合わせは、平成30年9月28日から施行する。